

令和5年4月28日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金事業の終了  
及び高齢者施設等への往診等実施協力金事業の実施について（通知）  
～新事業の詳細は改めて通知予定～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記通知が発出されましたので、下記の通り情報提供いたします。

同通知は、新型コロナウイルス感染症各種支援事業のうち「大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金事業」は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで5類感染症に位置づけられることから、令和5年5月7日（日）をもって終了とする旨、知らせるものです。

同事業の令和5年4月1日から5月7日実施分の申請受付期間は令和5年5月1日（月）から5月31日（水）までであり、申請受付期間を過ぎて申請された場合は受付不可の旨、記されています。

一方で、位置付け変更後も高齢者施設等で療養するハイリスク患者の体調急変時等における医療提供体制を確保するため、施設内療養者に対して往診又は訪問看護を行う病院、診療所又は訪問看護ステーションに対して協力金を交付する「大阪府新型コロナウイルス感染症高齢者施設等への往診等実施協力金事業」を新たに実施することが記されています。

事業の詳細は、追って府ホームページに掲載されるとのことです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

(関係機関には大阪府より案内が直送されております)

## ●大阪府健康医療部問い合わせ先

保健医療室感染症対策支援課支援企画グループ

電話：06-4397-3243、06-4397-3539

## ●参考（大阪府ホームページ）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r4\\_oushin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r4_oushin.html)



【担当】  
大阪府医師会地域医療1課  
(06-6763-7012)